

# 『Nレンタル基本契約書』

年 月 日

賃借人（甲） （住所）  
（社名）  
（代表者名）

賃貸人（乙） （住所）  
（社名）  
（代表者名）

甲および乙は、以下のとおりレンタル基本契約（以下「基本契約」といいます。）を締結し、その証として契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえ各1通を保有します。

## 第1条（目的および有効期間）

- 基本契約は、甲乙間で締結されるレンタル契約のうち、乙が提供する Web サービス「PIT Asset Manager」（以下「PIT Asset Manager」といいます。）を用いて甲が乙に発注するレンタル契約につき基本的事項を定めることを目的とします。
- 基本契約の有効期間は基本契約の締結日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がない場合は、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、以後期間満了毎に同様とします。

## 第2条（個別契約）

- 乙は、甲との事前協議のうえ、甲に提供することが可能なレンタルサービスの具体的な物件（以下「物件」といいます。）について、その明細、単位数量、レンタル期間、レンタル料、その他個別契約の遂行に必要な条件を定めたカタログ（以下「電子カタログ」といいます。）を、PIT Asset Managerにおいて、甲に対し提供します。
- 甲は、PIT Asset Managerを利用して、電子カタログに掲載されている物件の明細、条件等を確認のうえ、注文する物件を決定し、乙に対して注文を行います。乙は、甲からの注文に応じるときは、PIT Asset Manager上にレンタル開始日の予定日（以下「レンタル開始予定日」といいます。）を表示します。これにより、当該物件について、電子カタログの記載に従い、個別契約（以下「個別契約」といい、基本契約と個別契約を併せて「本契約」といいます。）が成立するものとし、乙は甲より注文のあった物件を甲にレンタルします。
- 甲は、物件の設置場所（以下「設置場所」といいます。）を日本国外とする場合、個別契約の成立前に乙の承諾を得るものとし、
- 甲は、PIT Asset Managerを通じて行う注文および通知等（以下「通知等」といいます。）を、その通知等を行う権限が付与された甲の従業員（以下「権限付与者」といいます。）を通じてのみ行うことができるものとし、理由の如何を問わず、当該通知等について、権限付与者以外の者が行った旨を乙に対し主張することはできないものとし、また、乙は、実際に当該通知等をした人物が権限付与者であることを確認・調査する義務を一切負わないものとし、
- 個別契約は、基本契約に優先して適用されます。

### 第3条（レンタル期間）

1. 個別契約のレンタル期間（以下「レンタル期間」といいます。）は、第5条第6項の「レンタル開始日確認通知書」に記載されるレンタル開始日（以下「レンタル開始日」といいます。）から起算します。
2. レンタル期間は個別契約に定めるとおりとします。レンタル期間満了日の3か月前までに甲が PIT Asset Manager 上から所定の手続きをとるか書面により終了の通知をしなかった場合、個別契約はレンタル期間満了後に自動的に1ヶ月間延長されるものとし、以後レンタル期間満了毎に同様とします（以下、延長された期間を「延長期間」といいます。）。なお、延長期間において、レンタル料その他契約条件に変更はないものとします（ただし、第12条は適用されないものとします。）。
3. 基本契約の有効期間中に成立した個別契約については、基本契約終了後も、当該個別契約が終了するまでの間、基本契約の規定が適用されるものとします。

### 第4条（レンタル料の支払等）

1. 個別契約のレンタル料（以下、「レンタル料」といいます。）の支払日および支払方法については、甲乙が合意のうえ個別契約において定めるものとします。
2. レンタル開始日または個別契約の終了日が月の途中であっても、その月のレンタル料は1ヶ月分相当額とし、日割計算は行わないものとします。

### 第5条（物件の発注、引渡）

1. 物件のレンタル開始予定日および設置場所は個別契約に定めるとおりとします。
2. 甲は、物件を個別契約に定める物件の売主（以下「売主」といいます。）に発注するよう乙に依頼します。なお甲は、物件および売主の選択は甲の意思によることを確認し、乙と売主との間で紛争が発生したときは、甲が責任をもって解決し、乙に何らの負担をかけないものとします。但し、乙の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
3. 甲は、物件の納入を受けたときはその旨を直ちに乙に通知し、乙は、通知を受けた後 PIT Asset Manager 上において甲に対し物件の動作確認等の検査（以下「検査」といいます。）を依頼するものとします。
4. 乙は、甲に前項の依頼をする際、レンタル開始予定日および対象個別契約明細を記載した乙所定の様式による「レンタル開始日確認依頼書」を PDF ファイルとして作成し、甲が PIT Asset Manager からダウンロードできるようにするものとします。
5. 甲は、レンタル開始予定日の前日までに、前項の「レンタル開始日確認依頼書」の内容を確認し、自らの負担で検査を行い、物件の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「品質等」といいます。）が個別契約の内容に適合していることを確認するものとし、かかる確認後、検査を終了させたことを PIT Asset Manager を使って乙に通知するものとします。これによって物件は、当該乙から甲に引渡されたものとします。
6. 乙は、前項に従い物件の引渡手続きが完了した場合、甲が前項の通知をした日付、「レンタル開始日」（原則としてレンタル開始予定日と同日とします。ただし、乙は、自己の判断により前項の検査終了の通知がされた日付以降の任意の日に設定することができるものとします。）および対象個別契約明細を記載した乙所定の様式による「レンタル開始日確認通知書」を PDF ファイルとして作成し、甲が PIT Asset Manager からダウンロードできるようにするものとします。
7. 甲は、物件の納入を受けたときから、引渡のときまで善良な管理者の注意をもって保管します。
8. 物件の据付費など引渡完了までに要する費用は、甲の負担とします。
9. 甲が正当な事由なく物件の引渡を拒絶し、または遅らせたときは、乙は、甲に対して催告することなく、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、売主との間で紛争が発生したときは、甲は、責任をもってこれを解決し、乙に何らの負担をかけないものとします。
10. 物件の引渡完了前に個別契約の全部または一部が解除されたときで、乙が売主に対して物件の代金を支払済みの場合は、甲は、当該物件に係る月額レンタル料にレンタル期間（1ヶ月に満たない端数を生じた月に

については、1ヶ月として扱うものとします。) を乗じた金額を遅滞なく乙に支払います。また、乙はこのよう  
な月額レンタル料にレンタル期間を乗じた金額とは別に乙が特に証明した損害額の賠償を別に請求するこ  
とができるものとします。

#### 第6条 (物件の品質等の不適合等)

1. 個別契約の成立に基づいて売主が納入した物件の品質等が当該個別契約の内容に適合していないときや、天  
災地変、法令の改廃・制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議行為、輸送機関の事故そ  
の他乙の責に帰すべき事由以外の事由により、売主からの物件の引渡が遅滞し、または不能になったときは、  
甲と売主との間で解決するものとし、乙は、その責任を負わないものとします。
2. 前項の場合、甲は、甲が受ける損害を防止するに必要な限度で、乙が売主に対して有する請求権を乙に代位  
して行使できます。ただし物件の品質等が個別契約の内容に適合していない場合には、甲が納入を受けた後  
遅滞なく検査し、物件の品質等が個別契約の内容に適合していないことを直ちに売主および乙に通知したと  
きに限りします。
3. 前二項の場合にも、本契約は変更されないものとします。

#### 第7条 (物件の使用、保管)

1. 甲は、物件を本来の目的の用法に従い、かつ関係法令を遵守して、その通常の業務のため善良な管理者の注  
意をもって使用および保管します。
2. 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うもの  
とし、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず修繕を行い、その一切の費用を負担するものとし、  
乙に対しこれらの費用の償還等を請求することはできないものとします。この場合乙は、何らの責任も負い  
ません。
3. 物件自体および物件の設置、使用、保管などにより第三者が損害を受けたときは、甲が自己の責任と負担に  
おいて賠償、解決し、乙に何ら負担をかけないものとします。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合  
も同様とします。
4. 前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
5. 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによっ  
て生じた損害及び紛争について、前二項の定めを準用します。

#### 第8条 (物件の滅失、毀損)

1. 物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失(修繕不能および盗難を含みます。以下同じ。)もしくは損傷  
した場合、または物件を使用および収益することができない期間(物件の保守、点検、整備、修繕等に要す  
る期間を含むがこれらに限られない。)が生じた場合、甲は、その原因のいかんを問わず、レンタル料の支払  
いを拒むことができず、乙に対し、物件の修補、代替物の引渡し、レンタル料の減額および休業補償その他  
損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、甲が本契約に基づく甲の目的を達成す  
ることができないときであっても、甲は本契約の規定によらず、本契約を解除することはできないものと  
します。
2. 物件が滅失した場合には、甲は、乙に対し直ちにその旨通知するものとし、乙の指示により第16条第4項  
に定める金額および滅失した物件の価値等の事情を総合的に考慮した上で乙が指定する損害金額(以下「損  
害金」といいます。)を遅滞なく現金で乙に支払います。この場合、甲が乙にすでに支払ったレンタル料、第  
16条第4項に定める金額および損害金の合計額が、乙が被った損害額に不足する場合には、甲は、その差  
額についても遅滞なく現金で乙に支払います。
3. 甲が前項に基づく債務の全額を支払った場合には、滅失した物件に係る個別契約は直ちに終了するものと  
します。

## 第9条（物件の所有権）

1. 甲及び乙は、物件の所有権がレンタル期間および延長期間中を通じて乙に属することを確認します。
2. 第三者による物件についての権利主張、もしくは仮処分等の強制執行の申出その他の法律的、事実的侵害がなされ、またはそのおそれがあるときは、甲は、直ちにその旨乙に通知するとともに、物件が乙からのレンタル物件であることを主張、立証するなどして、当該第三者からの侵害を防ぐものとします。また、甲は、都度その事情を乙に通知するものとします。
3. 甲は、本契約による権利および物件を譲渡し、または物件を他に使用させ、もしくは担保に差し入れるなどにより物件に対する乙の所有権を侵害し、またはそのおそれのある行為をしないものとします。

## 第10条（乙の権利）

1. 乙は、物件が乙の所有物であり、かつ、甲に対するレンタル物件である旨の表示または乙が適当と認めるその他の表示を物件に付すことができるものとします。甲は、この表示を隠蔽、汚損もしくは除去することはできないものとします。
2. 乙は、甲に対し「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認に係る資料等、乙が合理的に必要と考える書類の提出を求めることができるものとします。
3. 乙またはその代理人は、いつでも物件をその設置場所で点検し、また、甲に対し必要な報告および物件の設置、保管の状況を明らかにする書類の提出を求めることができるものとします。
4. 乙が本契約に基づく権利を保全し、または回復するためやむをえず必要な措置をとった場合、その費用（弁護士報酬を含みます。）はすべて甲の負担とし、甲は、これを乙に支払います。
5. 乙は、本契約による権利を金融機関その他第三者に譲渡、質入れまたは物件を担保に差し入れることができます。
6. 乙は、本契約による債権を保全するため必要と認めたときは、直ちに担保の差入れまたはその他の措置を、甲に請求できます。

## 第11条（物件の原状変更および付合物）

1. 甲は、物件を個別契約に定める設置場所から移転（主な使用場所を変更することをいい、一時的に持ち出すことは含みません。以下同じ。）し、物件を他の不動産または動産に付着させ、物件の一部を除去し、または取替えその他物件の仕様、性能、機能、品質等を変更し、物件引渡時の原状を変更しようとするときは、事前に乙の書面による承諾を得るものとします（ただし、物件の設置場所からの移転については、物件を日本国外に輸出しようとする場合を除き、甲から乙に対する通知のみで足りるものとします。）。これに違反した場合、乙は、原状回復を甲に請求できます。また、これとともに乙は、当該違反による損害および逸失利益の賠償を甲に請求できます。
2. 前項にかかわらず、甲は、物件を、以下の各号に定める国へ移転および持ち出す（一時的な持ち出しを含みます。）ことはできず、またしないものとします。
  - (1) 輸出貿易管理令別表第三の二または別表第四に掲げる国
  - (2) 米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）が定めるテロ支援国および禁輸国（同規則が定める地域を含みます。）
3. 第1項の場合、物件の付合物の所有権はすべて無償で乙に帰属し、本契約の適用を受けます。
4. 物件を不動産に付着させて使用する場合には、甲は、不動産の所有者に物件がその不動産に付合しない旨の承諾書または証明書を、また、物件を不動産から収去させるときに不動産に生ずる損傷について、乙に対して何らの修補または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

## 第12条（損害保険）

1. 乙は、レンタル期間中継続して物件について、乙の定める保険金額により、乙を被保険者とする動産総合保険契約を乙が選定する保険会社と締結するものとします。保険事故が発生した場合には、保険金は乙が直接

保険会社から受取るものとします。

2. 前項の動産総合保険契約においては、地震、噴火、津波、甲の故意または重大な過失、日本国外において発生した事故、その他保険約款に定める免責条項に起因する損害については、保険金は支払われないものとします。
3. 保険事故が発生した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、損害の防止軽減に努め、保険金受取に関し必要な一切の書類を乙に交付します。
4. 保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙は次の各号の定めに従います。
  - (1) 物件が修繕可能な場合には、甲は、第7条第2項の規定に従って物件を修繕した場合に限り、甲が修繕のために支出した費用に充てるため、乙に支払われた保険金額を限度として、その支出に係る合理的根拠を示す文書を付したうえで、乙に請求することができるものとします。
  - (2) 物件が滅失した場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、第8条第2項に基づく債務を免れます。

### 第13条（費用負担等）

1. 本契約の締結、および本契約に基づく甲の債務履行に要する一切の費用は、甲が負担するものとします。
2. 固定資産税は、乙が納付するものとします。
3. レンタル期間中または延長期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、乙の請求により、遅滞なくその増額分をレンタル料とは別に乙に支払うものとします。
4. 甲は、レンタル料に課せられる消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」といいます。）を負担するものとし、各回のレンタル料に付加して乙に支払うものとします。また、本契約に基づくその他の甲の乙への支払いに消費税等が課される場合は、甲は、乙の請求によりこれを別途支払います。なお、個別契約に定める消費税等は個別契約の成立日の税率に基づくものであり、消費税等が増額された場合には、甲は乙の請求により、遅滞なくその増額分をレンタル料とは別に乙に支払うものとします。
5. 固定資産税、消費税等以外に物件の取得、所有、保管、使用および本契約に基づく取引に現に賦課され、また将来賦課されることのある公租公課は、納付名義人のいかんにかかわらず甲が負担するものとします。
6. 甲は、前項により諸税を乙が納めることとなったときは、乙の請求により、遅滞なくこれをレンタル料とは別に乙に支払うものとします。

### 第14条（通知、報告義務）

1. 甲は、甲の住所・氏名・商号・代表者、甲の事業内容、甲の主要株主その他の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項に定める実質的支配者をいう。）のいずれかに変更が生じたときは、直ちに書面で乙に通知するものとします。第16条第1項第2号乃至第6号、第8号もしくは第9号の事実が発生し、またはそのおそれがある場合も同じとします。
2. 住所・氏名・商号・代表者の変更について通知がない場合は、乙が本契約書の記名欄の記載に基づいて発送した郵便物は、すべて到達すべき時および場所に到達したものとみなします。また、甲は不着または延着によって生じた損害または不利益を乙に対して主張することはできないものとします。
3. 甲は、乙から要求があった場合には、その事業の状況を説明し、乙が必要とする関係資料を提出します。

### 第15条（期間中解約オプション）

1. 甲は、レンタル期間中または延長期間中において、ある物件（以下「期間中解約対象物件」といいます。）に係る個別契約（以下「期間中解約対象契約」といいます。）の解約を希望するときは（以下「期間中解約」といいます。）、解約希望日の3ヵ月前までに乙に対し **PIT Asset Manager** を使って通知するものとします。
2. 乙は、前項に従って解約の通知書を受領した場合、期間中解約対象物件について、次項にて定義する「期間中解約支払額」を計算し、その金額、支払期限、期間中解約対象契約の明細、及び期間中解約対象契約の終了日（以下「終了日」といいます。）を記載した乙所定の様式による「レンタル契約終了確認依頼書」（以下

「終了確認依頼書」といいます。)をPDFファイルとして作成し、甲がPIT Asset Managerからダウンロードできるようにするものとします。

3. 前項の「期間中解約支払額」とは、レンタル期間中においては、乙が甲に対して通知する以下の(a)の金額から(b)の金額を差し引いた金額をいいます。なお、延長期間中においては、0円とします。
  - (a) 乙が、第1項の解約通知を受領した時点において、レンタル開始日から解約希望日までの期間を個別契約のレンタル期間とみなして再度算出したレンタル料の総額(レンタル開始日または解約希望日が月の途中であっても、その月のレンタル料は1ヶ月分相当額とし、日割計算は行わないものとします)
  - (b) 解約希望日までに、甲が支払ったレンタル料の総額
4. 甲は、終了日までに「終了確認依頼書」の内容を確認し、承認する旨をPIT Asset Managerを使って乙に通知するものとします。当該承認の通知を受けた場合、乙は乙所定の様式による「レンタル契約終了承認受領書」(以下「終了承認受領書」という。)をPDFファイルとして作成し、甲がPIT Asset Managerからダウンロードできるようにします。
5. 第1項から前項の手続きを経た上で、甲が、期間中解約対象物件に対し終了日までに発生する全債務(期間中解約支払額を含むがこれに限られない。)を支払うことを条件に、終了日をもって「終了承認受領書」記載の通りに個別契約が解約されるものとします。

#### 第16条 (契約の解除)

1. 甲が次の各号の一に該当したときは、甲は、当然に本契約に基づく期限の利益を失い、甲の乙に対するすべての債務は、直ちに期限が到来したものとします。
  - (1) 本契約、これに附随する契約または本契約以外の甲乙間の契約の条項の一に違反したとき
  - (2) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立て、もしくは諸税の滞納処分または保全差押を受け、または民事再生、破産、会社更生もしくは特別清算の手続開始の申立て、事業再生ADRその他甲に適用のある法的整理手続開始の申立て(日本国外における同様の申立てを含みます。)または私的整理の開始があったとき
  - (3) 電子交換所の不渡処分を受けるか、または電子債権記録機関の支払不能処分が科される等の支払停止状態に至ったとき
  - (4) 営業の廃止または解散の決議をし、もしくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき
  - (5) 経営が悪化し、またはそのおそれがあるとみられる相当の理由があるとき
  - (6) 事業の全部、または重要な一部を譲渡したとき
  - (7) 乙に対し不信行為があったとき
  - (8) 第18条に違反したとき、または第18条第1項に反する事実が判明したとき
  - (9) 前各号に準ずる場合
2. 前項により甲が期限の利益を失ったときは、乙は、残レンタル期間または残延長期間のレンタル料全額を直ちに現金で支払うよう甲に請求できます。
3. 甲が第1項の各号の一に該当したときは、乙は、何ら催告を要せず本契約の全部または一部を解除できるものとします。なお、乙が本契約の全部または一部を解除したことにより甲が損害を被った場合といえども、乙は、何らこれを賠償または補償しないものとします。
4. 個別契約の全部または一部が解除されたときは、甲は、解除された個別契約の月額レンタル料にレンタル期間の残余月数(1ヶ月に満たない端数を生じた月については、1ヶ月として扱うものとします。)を乗じた金額および本契約に基づく甲の債務のうち未払いの債務全額を直ちに現金で乙に支払うものとします。
5. 甲が期限の利益を失い、かつ、甲が依然として債務の履行を遅滞するとき、または個別契約が解除されたときは、甲は、乙の指示に従い第17条に基づいて、解除された個別契約に係る物件を乙に返還します。

#### 第17条 (物件の返還)

1. 甲は、原因のいかんを問わず本契約の全部または一部が終了した日から30日以内に、自己の責任と負担で

その終了に係る物件を乙の指定する場所に返還するものとします。当該期間内に返還できない場合は、当該終了日から返還日までのレンタル料相当額を乙に支払います。

2. 返還の際、甲は、物件を安全に引渡すために適切な方法により梱包するものとし、物件が損傷等（通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含みます。）により引渡時の原状と異なるときは、自己の責任と負担で原状に回復するものとします。なお、第11条により物件に他の装置等が付着しているときは、甲は、甲の責任と負担でこれらを取り外すものとします。また、物件にデータ（電磁的記録）が記録されているときは、甲は、甲の責任と負担で当該データを消去して物件を乙に返還するものとし、返還後に当該データが漏洩したとしても、乙は、一切の責任を負いません。また、パスワードや管理機能を用いる等して物件の使用に制限を課しているときは、甲は、甲の責任と負担でパスワード解除や管理機能の登録解除等を行い、かかる使用制限を解除して物件を乙に返還するものとします。
3. 甲が第1項または第2項の義務を履行しない場合、乙は、これにより受けた損害の賠償、原状回復等に要した一切の費用、および運送費ならびに返還を受けた物件の価値減少額を甲に請求することができるものとします。また、この場合、乙または乙の指定するものは、物件の設置場所に立入って物件を回収し、または物件を修復しうるとともに、その費用を甲に請求できるものとします。

#### 第18条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲および乙は、基本契約の締結日において、自ら（これらの役員および従業員を含みます。以下本条において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲および乙は、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。
  - (2) 事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
  - (3) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。
  - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。
  - (5) その他前各号に準ずる行為をすること。

#### 第19条（遅延利息）

本契約もしくはこれに附随する契約に基づく甲の支払が期日に遅れたとき、または乙が甲のため費用を立替払いしたときは、甲は、支払期日または立替払い日の翌日から当該支払が完済するまで年率14.6%（1年を365日とする日割り計算による）の割合による利息を支払います。

#### 第20条（相殺の禁止）

甲は、本契約に基づき乙に対して負担する債務と乙またはその承継人に対して有する債権とを相殺することはできません。

## 第21条（公正証書）

甲は、乙の請求があるときは、直ちに本契約について強制執行認諾条項を付した公正証書を作成し、その費用は甲が負担するものとします。

## 第22条（特約等）

別紙の特約欄記載の各条項（もしあれば）は、基本契約の一部であり、基本契約の条項の定めと矛盾または抵触するときは、当該特約欄記載の各条項が基本契約の各条項に優先して適用されるものとします。なお、本契約の条項の変更および本契約に定めのない事項についての合意は、書面によるものでなければ効力はないものとします。

## 第23条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に基づく関係当事者の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上